

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成26年度第2期募集 法律科目試験問題

民 法

平成25年10月26日（土） 13:00～14:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】 以下の設例について、設問に答えなさい。(配点：80点)

- 1 XはAから甲建物を購入し、1500万円支払ったが、Aが所有権移転登記手続に応じないので、Aに対し所有権移転登記手続訴訟を提起し、確定判決を得た。
- 2 ところが、AはBから800万円を借用し、甲建物に抵当権を設定していたが、上記1の訴訟中に、同債務に対する代物弁済として金1500万円の価格を有する甲建物の所有権を譲渡し、無資力となった。
- 3 その後、Bは甲建物を900万円でYに売却し、Aから中間省略の所有権移転登記が直接Yになされた。
債務者A、受益者B、転得者Yは、本件甲建物の売却によって、Xを害することについて、それぞれ悪意であった。

設問1 Xは、AないしYを相手として詐害行為取消権を行使したいと考えている。誰を相手にして、詐害行為取消権を行使することができるか。

設問2 Xは、Yに対し、詐害行為取消権を行使して、甲建物の所有権登記を、Xに移転することを求めたいと考えている。これは認められるか。

設問3 Xは、Yに対し、詐害行為取消権を行使して、甲建物の所有権登記を、Aに対して移転することを求めたいと考えている。これは認められるか。

以上